

## グローバルユース防災サミット実行委員会 規約

【名称】 第1条 本会は、グローバルユース防災サミット実行委員会(英語名称:Executive Committee of the Global Youth BOSAI Summit)と称する。

【所在地】 第2条 本会の所在地を、大阪市天王寺区上汐4-4-25-905に置く。

【目的】 第3条 本会は、大阪・関西を中心に防災を学ぶ若者が、「グローバルユース防災サミット」をはじめとする一連の活動を通して、地域的視点と世界的視点の双方から「災害に強い社会」を自らの意志と努力で実現することを目指す。そして、その活動の成果を大阪関西万博において世界に発信し、その先の未来に向かって次世代の担い手として国内外で活躍する人材を育てる。

【事業】 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)「グローバルユース防災サミット」の開催に関すること。
- (2)「グローバルユース防災サミット」の開催に係る調整に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

【役員】 第5条 本会に次の役員を置く。実行委員長1名、副実行委員長2名。

- 2 実行委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副実行委員長は、委員のうちから実行委員長が指名する。
- 4 このほか、本会の活動を推進する役割を担うプロジェクトリーダーを実行委員長が指名する。

【役員の職務】 第6条 実行委員長は、本事業の実行責任者として本会を代表する。

- 2 副実行委員長は、本会の会務を総括し、事務局責任者として本会を代表する。
- 3 副実行委員長は実行委員長を補佐し、実行委員長に事故があるときは、あらかじめ実行委員長が指定する順位により、その職務を代理する。

【任期】 第7条 役員及び委員の任期は、本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員のうち機関、団体等の代表者であるものが当該機関、団体等の代表者でなくなった場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

【会議】 第8条 本会の会議は、必要に応じて実行委員長が招集し、実行委員長がその議長となる。

- 2 本会の会議は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
  - (1)「グローバルユース防災サミット」をはじめとする一連の活動に関する開催計画
  - (2)「グローバルユース防災サミット」をはじめとする一連の活動に関する予算及び決算
  - (3)本会規約の制定及び改正
  - (4)前3号に掲げるもののほか、本会及び「グローバルユース防災サミット」をはじめとする一連の活動に関する重要な事項
- 3 本会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。
- 4 本会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって可決し、可否同数の場合は実行委員長がこれを決する。

【経費】 第9条 本会の経費は、組織団体負担金及びその他の収入をもって充てる。

【会計年度】 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【文書、会計及びその他の処務】 第11条 文書、会計及びその他の処務に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

【解散】 第12条 本会は、その目的が達成されたとき解散する。

【雑則】 第13条 この規約に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、実行委員長が本会の会議に諮って定める。

【設立年月日】 第14条 本会の設立年月日は、令和3(2021)年4月1日とする。